

2 職員数

所属名	総務経営部				海外事業部		水道部					下水道部				東部工事事務所		西部工事事務所		計						
	総務課	経営企画課	営業課	広域事業課	海外事業課	計画課	設計課	配水管理課	浄水課	井手浦淨水所	穴生淨水所	本城淨水所	水質試験所	下水道計画課	下水道整備課	施設課	水質管理課	東部浄化センター	西部浄化センター	管理課	水道課	下水道課				
事務	9	18	24	7	6	7	1	4	1	1	1	1	3	4	1	7	7	7	102							
技術		3		4	11	10	18	12	24	19	53	32	16	16	18	18	11	15	11	10	27	11	10	36	12	397
土木	3		4	5	10	18	12	1						16	18					10	27	11	10	36	12	193
電気				2					14	11	28	18			9	7	5									94
機械				4					9	8	25	14			8	8	6									82
化学													12		1	10										23
生物													3													3
環境													1			1										2
計	9	21	24	11	17	17	18	13	28	20	54	33	17	19	18	22	11	16	11	17	27	11	17	36	12	499

※局長1名、派遣職員4名、再任用短時間8名を除く。

(令和元年9月1日現在)

3 事業分掌(令和元年9月1日現在)

総務経営部

総務課

- (1) 局、部、課の庶務
- (2) 局内事務の連絡調整
- (3) 議会
- (4) 日本水道協会及び日本工業用水協会
- (5) 福岡県下水道協会(下水道計画課の所管に属するものを除く。)
- (6) 広報及び広聴活動
- (7) 文書等の収受、発送及び保存の総括
- (8) 規程その他重要な文書の審査
- (9) 公告式及び局内令達
- (10) 訴訟及び重要な不服申立ての総括
- (11) 公印の管理
- (12) その他の部、課、所の所管に属しないこと
- (13) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分
- (14) 職員の表彰
- (15) 組織
- (16) 職員の定数及び配置
- (17) 労働組合
- (18) 職員研修(技術に係る研修を除く。)の総括
- (19) 職員の人材育成
- (20) 人事考課
- (21) 職員の給与
- (22) 職員の児童手当及び子ども手当
- (23) 職員の安全衛生管理
- (24) 職員の福利厚生

経営企画課

- (1) 課の庶務
- (2) 事業経営の企画、調査及び研究
- (3) 事業経営に係る重要事項の総合調整
- (4) 北九州市水道事業基本計画
- (5) 財政計画
- (6) 事業の統計
- (7) 料金制度の総括
- (8) 事務事業の考查

広域事業課

- (1) 課の庶務
- (2) 固定資産(水道事業及び工業用水道事業の固定資産にあっては、土地及び立木に限る。)の管理の統括
- (3) 財産の登記
- (4) 土地、工作物その他物件の取得、移転及びこれらに伴う補償並びに処分
- (5) 固定資産の損害保険
- (6) 車両の管理及び運行
- (7) 交通事故の損害賠償
- (8) 土地及び建物の賃貸借及び使用許可
- (9) 駐車場事業
- (10) 普通財産の維持管理
- (11) 土地の調査及び境界確認
- (12) 財産台帳
- (13) 建設仮勘定の管理の統括(下水道事業に係るものに限る。)
- (14) 広域連携に係る企画、調査及び研究
- (15) 広域連携に係る総合調整

海外事業部

海外事業課

- (1) 部、課の庶務
- (2) 國際協力の推進
- (3) 海外事業の推進

水道部

計画課

- (1) 部、課、設計課及び配水管理課の庶務(部の庶務にあっては、浄水課、浄水所及び水質試験所(以下「浄水課等」という。)に係るものに除く。)に係るものに除く。
- (2) 配水管理の計画及び調整
- (3) 配水管理システムの調査及び企画
- (4) 配水ブロックの運用管理
- (5) 漏水防止の計画
- (6) 有効率向上対策
- (7) 水道事業及び工業用水道事業に係る配管図及び竣工図書の管理
- (8) 給水装置の総括
- (9) 給水装置工事の指導調整
- (10) 指定給水装置工事事業者
- (11) 水道施設の維持管理(浄水課等の所管に属するものを除く。)の委託
- (12) 量水器の購入及び廃棄

浄水課

- (1) 部、課の庶務(部の庶務にあっては、浄水課等に係るものに限る。)
- (2) 浄水課等の事務の連絡調整
- (3) 浄水課等の所管に属する工事の起工、契約(簡易な工事に係るものに限る。)及び精算
- (4) 水道事業及び工業用水道事業に係る工事資材の出納及び保管
- (5) その他部の事業で他課の所管に属しないこと
- (6) 水道事業の認可申請及び工業用水道事業の届出
- (7) 水道施設及び工業用水道施設の整備改良計画
- (8) 宗像地区事務組合水道事業包括受託業務の統括
- (9) 工業用水道の給水契約
- (10) 水道技術委員会
- (11) 水道事業に係る土木技術研修の統括
- (12) 水道事業及び工業用水道事業に係る電気工作物の保安業務の統括
- (13) 水道事業及び工業用水道事業に係る排水処理の統括
- (14) 水道事業及び工業用水道事業に係る工事の施工
- (15) 水道施設の維持管理の統括
- (16) 水道事業及び工業用水道事業に係る電気工作物の保安業務の統括
- (17) 下水道の供用開始等の告示
- (18) 下水道の長寿命化及び耐震化の調査、計画
- (19) 私道への下水道の設置基準
- (20) 水洗便所の普及及び指導
- (21) 排水設備指定工事店及び責任技術者の認定、登録及び指導監督
- (22) 排水設備の設置に係る設計基準等の策定及び統括
- (23) 排水設備等の調査(下水道法(昭和33年法律第79号)第10条ただし書の許可に係るものに限る。)

設計課

- (1) 水道事業及び工業用水道事業に係る設計単価、歩掛等の統括
- (2) 部(浄水課等を除く。(3)から(5)までにおいて同じ。)及び工事事務所(下水道課を除く。(3)から(5)までにおいて同じ。)の所管に属する設計基準及び設計審査
- (3) 部及び工事事務所の所管に属する施工管理基準
- (4) 部及び工事事務所の所管に属する新技術の開発及び調査研究
- (5) 部及び工事事務所の所管に属する土木技術研修の実施
- (6) 水道事業及び工業用水道事業に係る補助金申請の統括
- (7) 水道施設整備改良工事(工事事務所の所管に属するものを除く。)の設計
- (8) 水道施設維持管理工事(工事事務所の所管に属するものを除く。)の設計
- (9) 部の所管に属する支障物件移設工事(工事事務所の所管に属するものを除く。)の設計

浄水所(井手浦、穴生、本城)

- (1) 所の庶務
- (2) 施設の維持管理
- (3) 簡易な工事の設計及び施工
- (4) 排水処理
- (5) 原水及び浄水の確保及び操作

水質試験所

- (1) 所の庶務
- (2) 水道事業及び工業用水道事業に係る水質試験
- (3) 水道事業及び工業用水道事業に係る水質及び水処理の調査及び研究
- (4) 施設の維持管理
- (5) 水道事業及び工業用水道事業に係る水質検査の信頼性の保証

下水道部

下水道計画課

- (1) 部、課及び下水道整備課の庶務(部の庶務にあっては、下水道計画課及び下水道整備課に係るものに限る。)
- (2) 調査及び下水道整備課の所管に属する簡易な工事の契約及びしゅん工認定
- (3) 浄化センター、ポンプ場等の維持管理の統括
- (4) 流れセンター及びポンプ場等の運転に伴う環境調査
- (5) 汚泥及び処理水等の再生利用等の計画及び調整
- (6) 流れセンター及びポンプ場等の運転等の委託並びに業者の指導及び監督の統括
- (7) 流れセンターの水処理の統括
- (8) 流れセンター及びポンプ場等の改築更新及び改良の調査、計画及び調整

括

- (9) 新技術の開発、調査及び研究
- (10) 調査及び計画(下水道事業に係るものに限る。)
- (11) 事業決定及び認可申請
- (12) 河川事業との連携及び調整
- (13) 開発行為等(1ヘクタール以上のものに限る。)(14)において同じ。)の許可に係る下水道の設置及び管理の指導及び検査
- (14) 開発行為等の許可に係る防災調整池等の設置及び管理の指導
- (15) 下水道管渠等の維持管理及び移設の統括
- (16) 下水道台帳の作成及び保全
- (17) 下水道の供用開始等の告示
- (18) 下水道の長寿命化及び耐震化の調査、計画
- (19) 私道への下水道の設置基準
- (20) 水洗便所の普及及び指導
- (21) 排水設備指定工事店及び責任技術者の認定、登録及び指導監督
- (22) 排水設備の設置に係る設計基準等の策定及び統括
- (23) 排水設備等の調査(下水道法(昭和33年法律第79号)第10条ただし書の許可に係るものに限る。)